



平成 30 年 5 月 16 日

各位

会 社 名 株式会社構造計画研究所
代表者名 代表取締役社長 服部 正太
(JASDAQ・コード4748)
問合せ先 取締役専務執行役員 湯口 達夫
電話番号 03-5342-1142

第三者割当による自己株式の処分並びに 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、本自己株式処分により、当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による自己株式の処分

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 30 年 6 月 6 日
(2) 処分株式数	普通株 520,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 2,297 円
(4) 処分総額	1,194,440,000 円
(5) 処分予定先	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の実施及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に関して設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議いたしました。本制度の概要につきましては、平成30年5月16日付「従業員持株会支援信託ESOPの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本制度導入のため、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対し、第三者割当により自己株式を処分

するものであります。

処分数量につきましては、今後約2年11ヵ月の信託期間中に当社の構研所員持株会（以下「本持株会」といいます。）が本信託より取得する予定数量に相当するものであり、本制度の目的にも照らして希薄化の規模は合理的であると考えております。

なお、希薄化の規模は、平成30年5月16日現在の発行済株式総数6,106,000株に対し8.52%（平成30年3月31日現在の総議決権数48,324個に対する割合10.76%。いずれも小数点以下第3位を四捨五入。）です。

本信託契約の概要

名	称	従業員持株会支援信託 ESOP
委 託	者	当社
受 託	者	株式会社りそな銀行
		（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
受 益	者	本持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
信 託 管 理 人		当社従業員より選定する予定
議 決 権 行 使 の 方 針		受託者は、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
本信託契約の締結日		平成30年6月1日（予定）
金 銭 を 信 託 す る 日		平成30年6月1日（予定）
信 託 の 期 間		平成30年6月1日（予定）から平成33年4月30日（予定）
信 託 財 産		当社株式及び金銭

3. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議を行った日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（平成30年5月15日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社株式の終値である2,297円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、直近の株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えたためです。

なお、当該価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値を採用していること及び本取締役会決議日の直前1ヵ月間（平成30年4月16日から平成30年5月15日）の終値の平均である2,487円（円未満切り捨て）からの乖離率は-7.64%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前3ヵ月間（平成30年2月16日から平成30年5月15日）の終値の平均値である2,411円（円未満切り捨て）からの乖離率は-4.73%（小数点以下第3位を四捨五入）、同直前6ヵ月間（平成29年11月16日から平成30年5月15日）の終値の平均値である2,323円（円未満切り捨て）からの乖離率は-1.12%（小数点以下第3位を四捨五入）となっていることから、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

上記処分価額につきましては、監査等委員会（監査等委員である取締役3名）が、処分予定先に特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

II. 主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 第三者割当による自己株式の処分」記載の本自己株式処分に伴い、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれるものであります。

2. 異動予定日

平成30年6月6日（水）

3. 異動する株主の概要

主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなる株主

① 名称	株式会社南悠商社
② 所在地	東京都港区虎ノ門4丁目1番35号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 菊池 節
④ 事業内容	石油製品等の卸売
⑤ 資本金	50,000千円

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (平成30年3月31日現在)	4,900個 (490,000株)	10.14%	第1位
異動後	4,900個 (490,000株)	9.15%	第2位

※異動後の「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、平成30年3月31日現在の総株主の議決権の数（48,324個）に、本自己株式処分の対象となる株式に係る議決権数5,200個を加算した合計53,524個の議決権数を分母として計算しております。

5. 今後の見通し

本件による、業績への影響はありません。

以上